

議案第46号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項各号列記以外の部分中「61万円」を「63万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第4項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第5項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

第14条の5中「61万円」を「63万円」に改める。

第14条の10中「16万円」を「17万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額の引上げを行うとともに、保険料の軽減措置を拡充するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。